

社会福祉協議会における法人後見の現状と課題

—意義, 意思決定支援, 公的支援のあり方を中心に—

セキネ カオル ウヌマ ノリハル
関根 薫* 鷗沼 憲晴*

目的 認知症高齢者の増加等により今後成年後見の需要が高まる一方、専門職後見人ならびに市民後見人の大幅増加が見込めない現状を踏まえ、本研究では、すべての基礎自治体に設置されている市区町村社会福祉協議会（以下、社協）による法人後見の可能性に焦点をあて、その意義を検証するとともに、意思決定支援や公的支援のあり方等、社協による法人後見を促進するための具体的な課題について考察することを目的とした。

方法 全国の社協1,741件を対象に、郵送法による自計式調査票を用いた悉皆調査を実施した。調査期間は、2020年2月から4月である。調査票の有効回答数は953件、有効回答率は54.7%であった。本研究では、調査の項目のうち社協による法人後見の受任状況・体制、社協が法人後見を実施する意義、意思決定支援の実態、社協の法人後見を推進していくための課題等に焦点を絞って考察を行った。

結果 社協が受任しているケースのうち約5割が「市区町村長申立」、約7割が「経済的困窮世帯」であった。後見業務では約7割が兼任職員のみで担っており、財源が不十分な割合も約7割に上ることが明らかとなった。社協による法人後見の意義については、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行、複合的な生活問題を抱えているケースや経済的困窮ケースへの長期継続的な対応、問題解決に向けた他機関・事業所との連携、専門職後見人等の第三者後見人が乏しい地域での対応可能性などが認められた。意思決定支援については、意思の表明に関わる支援の実施率が相対的に高かった。社協の法人後見推進に向けた課題については、専任担当職員の確保・増員、担当職員の知識・技術の向上、他機関・事業者との連携などが認められるとともに、求められる公的支援として、安定的かつ十分な財源の確保、経済的困窮ケースに対する支援などが示された。

結論 受任状況ならびに実施の意義より、社協の法人後見は成年後見におけるセーフティネットとしての役割を担っていることが明らかとなった。また、社協では意思決定支援を中心に社会福祉に関する理念やスキルが成年後見業務に反映されていることから、社協による法人後見が共生社会における地域包括支援体制の構築に寄与することが確認できた。今後の課題として、人員や財源の確保が問題として析出されており、これらの解決策として、成年後見制度法人後見支援事業の充実化等を提起した。

キーワード 成年後見, 法人後見, 社会福祉協議会, 意思決定支援, 地域包括支援

I はじめに

成年後見の需要は、認知症高齢者の増加等により、今後も増加の一途をたどることが予想さ

* 皇學館大学現代日本社会学部教授

れる¹⁾。しかし、2021年時点で成年後見人等（保佐人、補助人を含む、以下、後見人）の65.5%を占める弁護士・司法書士等の専門職後見人は、国家資格者であるがゆえに今後の大幅な増員には限界がある¹⁾。また市民後見人も第三者後見人全体のわずか1.0%にとどまり¹⁾、政府が期待するほどの増加は見込めない。これらより、とりわけ人口減少や高齢化が進む郡部・農山村地域は深刻な後見人不足に陥る危険がある。

また、家庭内虐待・DV、多重債務、ゴミ屋敷、近隣トラブル、社会的孤立等の生活問題を複合的に抱える被後見人も少なくないことから、後見人には財産管理にとどまらない「共生社会」における「包括的支援体制」もあわせて求められている²⁾³⁾。

さらに国際動向においては、英国の意思能力法（2005年）、障害者権利条約（2006年）、障害者権利委員会「一般的意見第1号」（2014年）等により、代理行為から意思決定支援への移行が後見人に対して強く要請されるようになっていく。わが国における知的障害者福祉法第15条の3第1項、成年後見制度利用促進法もこれらと軌を一にしており、また理論動向においても、意思決定支援を「原則」として位置づけ、代理行為はその現実的可能性が尽きた場合に限り用いるべきとの見解が主流となっている⁴⁾。

かかる状況において、市区町村社会福祉協議会（以下、社協）が担う法人後見の役割は極めて重要と考える。まず、社協はすべての基礎自治体に設置されていることから、上記のような専門職後見人等の確保が困難な地域における貴重な後見人となり得る。また、後見業務に地域福祉活動を通じて蓄積されている人材・スキル・ネットワークを活用することにより、経済的困窮世帯（生活保護世帯・非課税世帯）や複合的な生活問題を抱える困難ケースに対し、包括的支援や意思決定支援が可能な主体であるとも考えられる⁵⁾。

そこで、本研究では、社協を対象とした成年後見に関する実態調査（以下、本調査）から、社協による法人後見のこれら意義を検証すると

ともに、意思決定支援や公的支援のあり方等、社協による法人後見を促進するための具体的な課題について考察することを目的とした。

Ⅱ 方 法

本研究では、自計式調査票を用い、全国の社協1,741件（市社協792件、区社協23件、町社協743件、村社協183件）を対象に郵送法にて悉皆調査を実施した。なお本調査で分類している区社協は、特別区の社協のみであり、行政区の社協は含まれていない。調査基準日は2019年12月31日、調査期間は2020年2月26日～2020年4月30日とした。回答は、法人後見もしくは権利擁護関係部署の責任者に依頼した。

本研究の「意思決定支援について実施していること（複数回答）」との関係で、「意思決定支援」の定義について述べていく。本研究では、厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」⁶⁾を踏まえ、「認知症や障害等によって自ら意思を決定することが困難である者に対し、自己の意思を反映した日常生活を送ることが可能となるよう、関係者が行う多様な支援およびその仕組み」とする。また支援内容については、柴田⁷⁾、上田⁸⁾、厚生労働省⁹⁾、石川¹⁰⁾等による見解から、以下の3点とする。第1に、〈意思形成支援〉である。多様な体験を通じて感情や価値観を育み、入手した情報から自らの嗜好や願望を形成できるよう支援することであり、体験機会の提供、多様な情報の提供、複数の願望から優先順位を決定するための支援等を含む。第2に、〈意思表明支援〉である。言語のみならず、写真、ジェスチャー、ピクトグラム等、意思の伝達を可能とする様々なアイテムを活用するほか、表明しやすい環境を整備したり表情・態度・視線等から本人の意思をくみ取り確認したりすることをいう。第3に、〈意思実現支援〉である。表明された意思の実現可能性を高めるための支援であり、意思の強さの確認をはじめ、実現へのプロセス、実現に向けて準備すべきもの、実現にともない発生し得るリスク等をともに検討するこ

表1 市区町村社協別の取り組み状況

(上段：件数, 下段%)

	合計	受任しているケースがある	受任しているケースはないが、受任体制がある	受任体制はないが、体制構築に向けた準備・検討を行っている	受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない
全体	953	298	51	179	425
市社協	479	31.3	5.4	18.8	44.6
区社協	11	231	27	78	143
町社協	375	48.2	5.6	16.3	29.9
村社協	88	8	1	0	2
	100	72.7	9.1	0.0	18.2
	100	54	20	84	217
	100	14.4	5.3	22.4	57.9
	100	5	3	17	63
	100	5.7	3.4	19.3	71.6

表3 後見業務を担当している職員数

(上段：件数, 下段%)

合計	345
0人	100
1人	41
2人	110
3人	69
4人	49
5人以上	75
うち専任職員数	21.7
合計	343
0人	100
1人以上	258
	75.2
	85
	24.8

とをいう。これら3つの支援は、佐藤が述べるとおり¹¹⁾、一連のプロセスではなく同時並行的もしくは循環的に行われるものである。

本研究は、筆者の所属機関に設置されている「人を対象とする研究倫理審査委員会」で倫理審査を受け、2019年12月5日に承認された(承認番号H31-5)。

Ⅲ 結 果

(1) 社協の法人後見に関する取り組み状況

本調査の有効回答数は、953件(市社協479件、区社協11件、町社協375件、村社協88件)、有効回答率は、54.7%(市社協60.5%、区社協47.8%、町社協50.5%、村社協48.1%)であった。

表2 後見類型別内訳

(上段：ケース, 下段%)

内訳	合計	後見類型	保佐類型	補助類型
全体	3 517	2 514	816	187
成年後見受任件数	100	100	100	100
申立の状況				
市区町村長申立件数	1 716	1 442	227	47
本人申立件数	48.8	57.4	27.8	25.1
親族申立件数	506	96	327	83
	14.4	3.8	40.1	44.4
経済状況	969	784	159	26
生活保護世帯件数	27.6	31.2	19.5	13.9
非課税世帯件数	817	583	193	41
	23.2	23.2	23.7	21.9
被後見人の状況	1 736	1 280	386	70
認知症高齢者件数	49.4	50.9	47.3	37.4
精神障害者件数	1 879	1 463	338	78
知的障害者件数	53.4	58.2	41.4	41.7
	546	338	171	37
居住状況	15.5	13.4	21.0	19.8
居室件数	738	490	213	35
病院入院件数	21.0	19.5	26.1	18.7
施設入所件数	800	434	290	76
	22.7	17.3	35.5	40.6
報酬	544	457	73	14
後見報酬なし件数	15.5	18.2	8.9	7.5
	1 887	1 445	361	81
	53.7	57.5	44.2	43.3
	211	152	47	12
	6.0	6.0	5.8	6.4

注 各後見類型の内訳については無回答ならびに非該当のケースが含まれていることから、内訳の合計値は「全体」の値と一致していない。

表4 法人後見業務の財源についての考え

(上段：件数, 下段%)

合計	340
十分である	100
十分ではないが事業継続に支障がない	39
事業継続できるが苦しい	111
事業継続が困難である	32.6
その他	123
	36.2
	23
	6.8
	44
	12.9

社協の法人後見に関する取り組み状況について(表1)、全体では、「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」が44.6%と最も高く、以下、「受任しているケースがある」31.3%、「受任体制はないが、体制構築に向けた準備・検討を行っている」18.8%、「受任しているケースはないが、受任体制がある」5.4%となっていた。市区町村社協別に確認すると、「受任しているケースがある」については「区

社協」が72.7%と最も高く、他方「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」については、「村社協」が71.6%と最も高かった。

(2) 社協が受任しているケースの状況

以下、有効回答953件のうち、「受任しているケースがある」298件・「受任しているケースはないが、受任体制がある」51件の計349件に焦点をあてて述べていく。

社協が受任しているケースの類型別内訳は(表2)、「後見類型」2,514ケース、「保佐類型」816ケース、「補助類型」187ケースであった。「申立の状況」では、親族による申立が困難な者が対象(老人福祉法第32条、高齢者虐待防止法第27条等)である市区町村長申立が全体で48.8%を占め、「後見類型」では約6割に上った。また、「経済状況」については、経済的困窮世帯が7割を占め、「後見報酬なし」も6.0%存在していた。被後見人の状況では「認知症高齢者」53.4%、「知的障害者」21.0%、「精神障害者」15.5%の順であった。居住状況では「施設入所」の割合が最も高いものの、「保佐類型」「補助類型」では、「居宅」の割合が約4割を占めていた。

(3) 社協による法人後見の受任体制

後見担当職員数では(表3)、「2人」が31.9%と最も高く、以下「5人以上」21.7%、「3人」20.0%、「4人」14.2%、「1人」11.9%、「0人」0.3%と続き、3人未満が全体の44.1%を占めていた。そして専任職員数については、「0人」75.2%、「1人以上」24.8%であり、約75%の社協において兼任職員のみで担っている状況が明らかとなった。

また、法人後見業務に関する財源状況については(表4)、「事業継続できるが苦しい」が

図1 社協が法人後見を実施する意義(複数回答:上位5位)

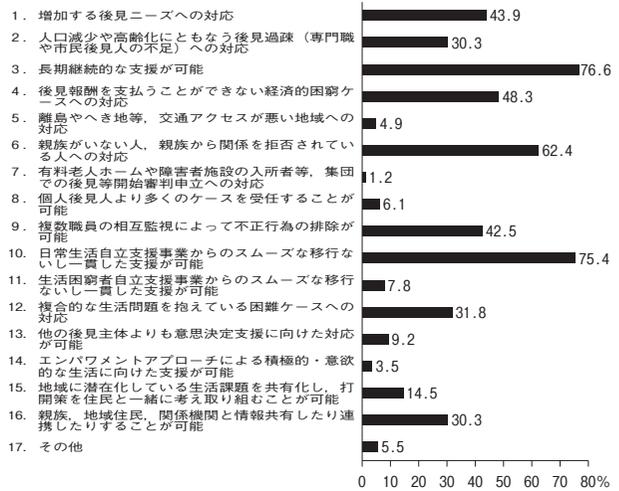
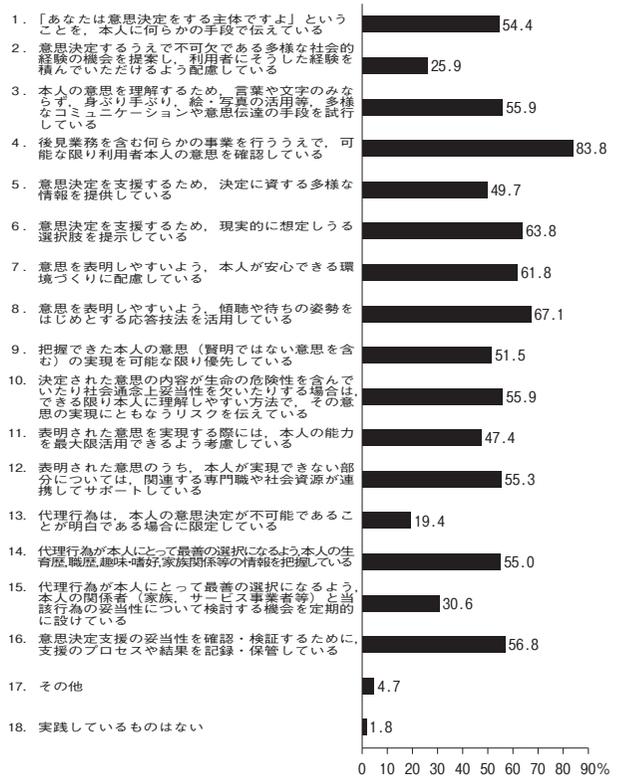


図2 意思決定支援について実施していること(複数回答)



36.2%と最も高く、次いで「十分ではないが事業継続に支障がない」32.6%、「その他」12.9%、「十分である」11.5%、「事業継続が困難である」6.8%となっており、財源が不十分な割

合（「十分ではないが事業継続に支障がない」「事業継続できるが苦しい」「事業継続が困難である」）は、計75.6%となる。

（4）社協が法人後見を実施する意義

社協が法人後見を実施する意義について上位5位まで回答を求めたところ（図1）、「3. 長期継続的な支援が可能」が76.6%と最も高かった。以下、「10. 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ないし一貫した支援が可能」75.4%、「6. 親族がいない人、親族から関係を拒否されている人への対応」62.4%、「4. 後見報酬を支払うことができない経済的困窮ケースへの対応」48.3%、「1. 増加する後見ニーズへの対応」43.9%、「9. 複数職員の相互監視によって不正行為の排除が可能」42.5%、「12. 複合的な生活問題を抱えている困難ケースへの対応」31.8%、「2. 人口減少や高齢化にともなう後見過疎（専門職や市民後見人の不足）への対応」「16. 親族、地域住民、関係機関と情報共有したり連携したりすることが可能」ともに30.3%の順となっている。

（5）意思決定支援の実態

本研究では、図2における回答選択肢のうち、1～2が〈意思形成支援〉に、3～8が〈意思表明支援〉に、9～12が〈意思実現支援〉に、それぞれ該当する。また13～15は、代理行為を可能な限り本人のベスト・インタレストに近づけるための方法・手続きを表している。

以上の「意思決定支援について実施していること（複数回答）」のうち、最も多く実施されているのは「4. 後見業務を含む何らかの事業を行ううえで、可能な限り利用者本人の意思を確認している」であり、83.8%を占めた。以下、「8. 意思を表明しやすいよう、傾聴や待ちの

図3 社協の法人後見を推進していくための課題（複数回答：上位5位）

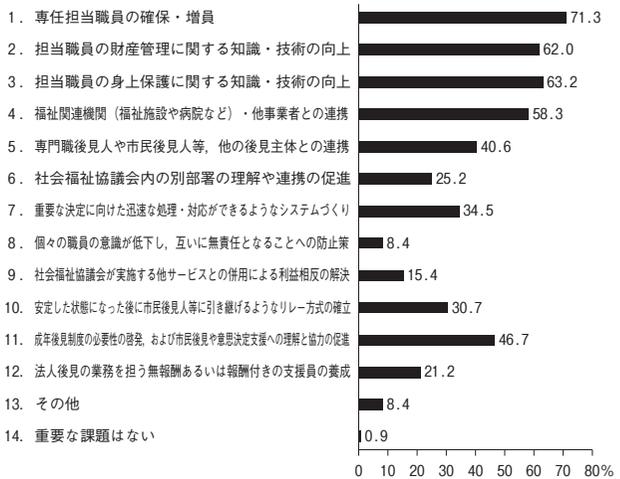
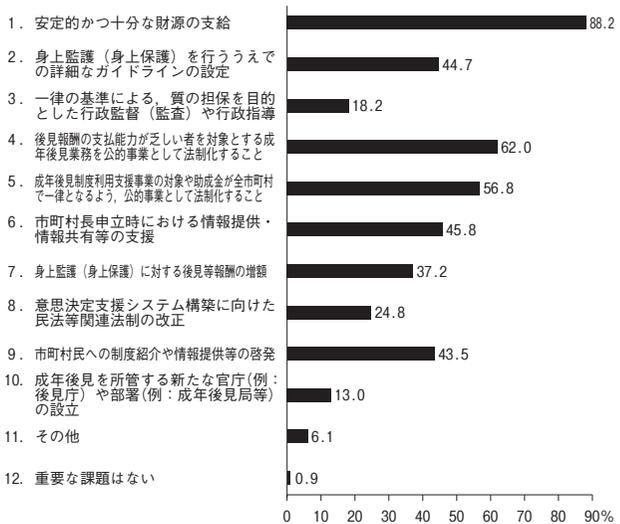


図4 社協の法人後見推進に求められる公的支援（複数回答：上位5位）



姿勢をはじめとする応答技法を活用している」67.1%、「6. 意思決定を支援するため、現実的に想定しうる選択肢を提示している」63.8%、「7. 意思を表明しやすいよう、本人が安心できる環境づくりに配慮している」61.8%が続く。一方、「2. 意思決定するうえで不可欠である多様な社会的経験の機会を提案し、利用者にもそうした経験を積んでいただけるよう配慮している」や、「代理行為」に関する回答選択肢13や15は相対的に低かった。

(6) 社協の法人後見を推進していくための課題

1) 社協の法人後見推進に向けた課題

社協の法人後見を推進していくための課題を上位5位で求めた結果(図3)、「1. 専任担当職員の確保・増員」71.3%が最も高かった。以下、「3. 担当職員の身上保護に関する知識・技術の向上」63.2%、「2. 担当職員の財産管理に関する知識・技術の向上」62.0%、「4. 福祉関連機関(福祉施設や病院など)・他事業者との連携」58.3%、「11. 成年後見制度の必要性の啓発、および市民後見や意思決定支援への理解と協力の促進」46.7%が上位を占めた。

2) 求められる公的支援

社協の法人後見推進に求められる公的支援を上位5位で求めた結果(図4)、「1. 安定的かつ十分な財源の支給」88.2%、「4. 後見報酬の支払能力が乏しい者を対象とする成年後見業務を公的事業として法制化すること」62.0%、「5. 成年後見制度利用支援事業の対象や助成金が全市町村で一律となるよう、公的事業として法制化すること」56.8%が上位を占めた。以下、「6. 市町村長申立時における情報提供・情報共有等の支援」45.8%、「2. 身上監護(身上保護)を行ううえでの詳細なガイドラインの設定」44.7%、「9. 市町村民への制度紹介や情報提供等の啓発」43.5%が続く。

一方、「10. 成年後見を所管する新たな官庁(例:後見庁)や部署(例:成年後見局等)の設立」13.0%等、行政の関与については相対的に低かった。

IV 考 察

(1) 地方における法人後見の実施率向上

法人後見の実施状況について、「受任しているケースがある」の割合で確認すると、人口規模に比例して実施率が高くなる傾向にあった。また特に大都市部が目立って高かった(表1)。この理由として、第1に後見ニーズの量的格差が考えられる。申立件数が多い順にみると、東京(5,055件)、大阪(3,477件)、横浜(2,995件)、神戸(2,106件)、千葉(1,878件)となっ

ており¹⁾、いずれも大都市圏を管内に含む家庭裁判所が上位となっている。第2に、首長申立につながる可能性がある虐待件数の格差である。例えば「養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数」¹²⁾をみると、東京都(2,770件)、大阪府(1,525件)、愛知県(1,085件)、神奈川県(909件)、兵庫県(802件)の順で多く、人口規模に比例して虐待件数も多いことがわかる。第3に、市区町村社協間における成年後見業務の財源格差も関連していると考えられる。本調査結果から、市区町村社協別に年間の平均財源額(市区町村からの委託費・補助金と社協内部の独自財源の合計額の年平均)を確認すると、区社協が2,919万円と最も大きく、以下、市社協626万円、町社協157万円、村社協106万円となっている。

以上より、人口規模に比例して実施率が高くなるのは、後見ニーズが相対的に高いこと、首長申立につながり得る虐待件数も多いこと、これらニーズに対する一定の財源確保が都市部の社協ほどしやすいことが考えられる。

一方、実施率が相対的に低い町社協・村社協においても、「体制構築に向けた準備・検討を行っている」との回答が2割ほど存在する(表1)。これらの社協は、後見ニーズの顕在化と第三者後見人の確保が厳しい現状を把握し、後見人になる必要性を認識していると考えられる。体制整備の早期実現に向けた行政、都道府県社会福祉協議会、近隣の法人後見実施社協等によるサポートが求められる¹³⁾。

(2) 社協の受任ケースの特徴

社協が受任しているケースの特徴として、第1に、約7割が「経済的困窮世帯」であったことが挙げられる。2016~2020年度の全国の保護率¹⁴⁾の平均値が1.66%であり、また「本人の財産で報酬を負担できない事案は後見事件全体の10パーセント程度」「金融資産が100万円以下という人々についての申立は、全体の3~4割を占める」との見解¹⁵⁾からすれば、社協がいかに多くの経済的困窮者を受任しているかがわかる。第2に、約5割が「市区町村長申立」(そのう

ち後見類型では約6割)であった点である。成年後見事件全体における市区町村長申立(23.3%)¹⁾の2倍以上であることから、身寄りがない者もしくは親族との関係が希薄・険悪である者についても社協は多く受任しているといえる。第3に、被後見人の状況を成年後見事件全体での比率(認知症63.7%, 知的障害9.6%, 統合失調症9.1%)¹⁾と比較すると、認知症高齢者の割合が相対的に低く、知的障害者・精神障害者の割合が高いことから、長期継続的支援が必要なケースをより多く受任していることも明らかとなった。

(3) 社協が法人後見を実施する意義と課題

上記受任ケースの特徴および図1を踏まえるならば、社協が法人後見を実施する意義として、①若年層の知的・精神障害者にも対応できる長期継続性、②日常生活自立支援事業との重層的権利擁護体制の実現、③後見報酬が期待できない経済的困窮ケースへの対応、④親族がいないもしくは親族から関係を拒否されている人への対応、⑤親族や他の専門職後見人では受任が困難なケースへの対応¹⁶⁾、⑥専門職後見人等の第三者後見人が乏しい地域での対応、⑦他の機関・組織・社会資源との情報共有・連携による包括的支援ネットワークの構築を挙げることができる。とりわけ②～⑥については、成年後見におけるセーフティネットとしての役割を担っているといえる。

一方、今村ら¹⁷⁾、東京家裁後見問題研究会¹⁸⁾、上山¹⁹⁾が法人後見の意義・メリットとして指摘した「8. 個人後見人より多くのケースを受任することが可能」「5. 離島やへき地等、交通アクセスが悪い地域への対応」「7. 有料老人ホームや障害者施設の入所者等、集団での後見等開始審判申立への対応」はそれぞれ6.1%, 4.9%, 1.2%にとどまり、社協の法人後見においてはあまり該当しないことがわかった。また、岩田²⁰⁾が成年後見の理念の具体化に実効性があるとした「14. エンパワメントアプローチによる積極的・意欲的な生活に向けた支援が可能」や、山下²¹⁾が日常生活自立支援事業を社協が担

う意義として提示し、筆者が社協の法人後見にも適用可能と捉えた「15. 地域に潜在化している生活課題を共有化し、打開策を住民と一緒に考え取り組むことが可能」も、それぞれ3.5%, 14.5%と相対的に低い結果となった。

このうち、「エンパワメントアプローチによる積極的・意欲的な生活に向けた支援」については、社協が多様な福祉サービスを展開している事業主体であることから、後見業務における当該アプローチは可能であると考えられる。利用者の主体性・自尊心の形成・回復に向けた関わり方を期待したい。また「地域に潜在化している生活課題を共有化し、打開策を住民と一緒に考え取り組むこと」についても、社協が住民参加・組織化や地域福祉の推進を図る組織(社会福祉法第109条第1項)であるからこそ、後見業務を通じて明らかになった地域課題を住民や他機関・組織と共有し、包括的な権利擁護体制の構築に貢献することが求められると考える。

(4) 意思決定支援の課題

調査結果(図2)より、3つの意思決定支援のうち、意思表示支援の実施率が相対的に高いといえる。最も高かった「可能な限り本人の意思を確認している」は、『社会福祉士の倫理綱領』²²⁾倫理基準I7. で掲げられている「意思決定への対応」と密接に関係しているからこそ、今や福祉業務を遂行するうえで必須の視点ともいえる。そして、続く「応答技法」の「活用」「選択肢の提示」、意思を「表明しやすい」「環境づくり」は、福祉実践におけるコミュニケーションスキルであると同時に意思決定支援スキルでもある。これら社会福祉に関する理念やスキルが成年後見業務に反映されている点により、社協が成年後見に携わる意義を改めて検証できたといえる。

一方、最も実施率が低かったのは、「代理行為は、本人の意思決定が不可能である場合に限定している」であった。無論、生命や財産権侵害の危機に直面した場合等は、時間的余裕なく代理決定しなければならないこともある。しかし、最高裁判所、厚生労働省および専門職団体

(日本弁護士連合会, 成年後見センター・リーガルサポート, 日本社会福祉士会)をメンバーとする「意思決定支援ワーキング・グループ」が作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」²³⁾では、「I はじめに」でも触れたとおり、「意思決定支援を尽くしても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合」に限り、「本人の意思(推定意思)に基づき行動する」ことや「本人にとっての最善の利益に基づく代行決定」を行う、との原則が明示されている。今後は、代理行為の前にこうした手続きを行い、可能な限りその範囲を最小限にとどめるよう配慮する必要がある。次いで低かったのは「意思決定をするうえで不可欠である多様な社会的経験の機会の提案」であった。意思形成において、買い物、外食、旅行、鑑賞、行事への参加、同世代・異世代との交流等の「社会的経験」は不可欠である。これら社会的経験の提供そのものは後見人の業務ではない。しかし、利用者に関わる親族、サービス事業者、自治組織、ボランティア団体、行政機関等に対し、意思形成における当該経験の重要性を説明し、多様な経験の機会の確保を提案することは、後見人の重要な役割と考える。

(5) 社協の法人後見を推進していくための課題

図3・図4から、社協の法人後見を推進していくための課題では、「専任担当職員の確保・増員」と「安定的かつ十分な財源の支給」がそれぞれ最多であった。「兼任職員のみ」が75.2%であること(表3)、かつ財源が“十分ではない”が計75.6%という現状(表4)からすれば、当然の結果であるといえる。人材・財源不足は社協の法人後見に限ったことではなく、その打開策を社協自らが切り拓く一定の努力・工夫は必要である。しかし、社協が上記のように、成年後見におけるセーフティネットを担うのであれば、体制整備とその持続可能性を高めるための公的支援も不可欠と考える。

上山は、首長申立が規定されている老人福祉法第32条等に「民法上の成年後見制度と社会保障法上の制度とを密接に連動させる形で、一定

の社会福祉政策…を実現しようとするスキームが明瞭に提示されて」おり、この点において「成年後見制度は単なる私法上の財産管理制度であるに留まらず、公的な利用保障を要請する社会福祉システムの1つとして機能している」と述べている²⁴⁾。この視点から考えると、利用者の生存権および「個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活」(成年後見制度利用促進法第3条第1項)に向けた、公的支援としての「社会福祉システム」の充実も重要となるだろう。

例えば、法人後見に対する現行支援策として、障害者総合支援法第77条第1項第5号に基づく地域生活支援事業の1つに成年後見制度法人後見支援事業があるが、介護保険法第115条の45第3項第3号による地域支援事業に当該事業は含まれていない。またその事業内容は法人後見実施のための研修や組織体制・支援体制の構築等、法人後見を立ち上げるための支援が中心であり、上記人材・財源不足に向けたものではない。図3の2位、3位であった「担当職員の知識・技術の向上」を含め、「社会福祉システム」における公的支援の課題を挙げるならば、①介護保険法における地域支援事業にも成年後見制度法人後見支援事業を含めること、当該法人後見支援事業の内容として②現任担当者のスーパーバイズを含めること、かつ③法人後見の持続・推進を目的とする人材・財源確保に向けた支援についても追加することが考えられる。

また、図4の2位、3位であった「後見報酬の支払能力が乏しい者を対象とする成年後見業務」や「成年後見制度利用支援事業」に関しては、全市区町村による成年後見制度利用支援事業の実施および助成対象(申立費用・後見報酬)の一律化に向けた財政支援のほか、日常生活自立支援事業における後見申立業務の追加²⁵⁾、生活保護における後見扶助の導入²⁶⁾等が求められる。

なお田山は、「成年後見人等の任命と監督は、家庭裁判所の権限であり、任務であるが、…監督は必ずしも十分とはいえない」状況を踏まえ、「司法と福祉行政という二つの重要な要素に

よって成り立っている制度」として捉えた上で「後見官庁」の設置を提起している²⁷⁾。意思決定支援をはじめとする身上監護面が重要視されてきたからこそ、こうした支援状況を対象とする行政監督機関の設置は、利用者の利益につながると考える。だからこそ、図4で低位であった「成年後見を所管する新たな官庁（例：後見庁）や部署（例：成年後見局等）の設立」について理解を促し、監督と支援のあり方を今後も模索する必要がある。

V 結 語

本研究の成果として以下の3点を挙げる事ができる。第1に、社協による法人後見の意義として、長期継続性、重層的権利擁護体制の実現、経済的困窮や身寄りのないケースへの対応、困難ケースへの対応、過疎地域での対応、包括的支援ネットワークの構築を改めて実証した点である。これらは、「ニッポン一億総活躍プラン」²⁾にいう「包括的支援体制の構築」や「第二期成年後見制度利用促進基本計画」²⁸⁾が目指す「尊厳のある本人らしい生活」の実現・「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に寄与すると考える。第2に、本調査において意思決定支援に関する項目を設定した点である。成年後見における意思決定支援を具体的に取上げた全国規模の調査は、管見の限り皆無に等しい。本研究によって、意思決定支援の実態を明らかにし、とりわけ意思表示支援の実施率が高かったこと、代理行為に至る手続きや意思形成に向けた社会的経験の提案を課題として提示したことは重要な成果といえる。第3に、公的支援のあり方を解明した点である。それにより、財源・人材の確保を担当職員の切実なニーズとして改めて実証できた点、社会福祉制度からの公的支援として成年後見制度法人後見支援事業の充実化や成年後見制度利用支援事業の一律化を提起した点は、社協による法人後見の実施率向上およびより質の高い後見実務の推進に向けた糸口になると考える。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」²⁸⁾で

は、「優先して取り組む事項」の1つとして「法人後見の担い手の育成」が挙げられ、「社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される」と述べられている。その一助となるよう、「意思形成支援」としての関わり方、ならびに公的支援のより具体的な立法課題の検討を今後の課題としていきたい。

謝辞

本研究は、平成30年度～令和4年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「国内外の要請に応える法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」(課題番号18K02085)の研究成果の一部です。

本調査にご協力賜りました市区町村社会福祉協議会の皆様に心より感謝申し上げます。

文 献

- 1) 最高裁判所事務総局家庭局. 成年後見関係事件の概況－令和3年1月～12月－. (<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20220316koukengaikyou-r3.pdf>) 2022.4.25.
- 2) 首相官邸. ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>) 2022.4.25.
- 3) 成年後見制度利用促進専門家会議. 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000609007.pdf>) 2022.4.25.
- 4) 上山泰. 意思決定支援と成年後見制度. 実践成年後見 2016; 64: 45-52.
- 5) 小賀野晶一. 成年後見制度の役割と地域包括ケア・地域共生社会. 社会保障法研究 2020; 12: 23-48.
- 6) 厚生労働省社会・援護局. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン. (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>) 2022.4.25.
- 7) 柴田洋弥. 知的障害者等の意思決定支援について. 発達障害研究 2012; 34(3): 38-50.
- 8) 上田晴男. 意思決定支援のための『事例検討会』

- の運営。日本福祉大学権利擁護研究センター監修。権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働。京都：ミネルヴァ書房，2018；79-81。
- 9) 厚生労働省。認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン。(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-123000-00-Roukenkyoku/0000212396.pdf) 2022.4.25。
- 10) 石川時子。意思決定支援の理解。上田晴男，小西加保留，池田直樹編著。権利擁護とソーシャルワーク。京都：ミネルヴァ書房，2019；44-6。
- 11) 佐藤彰一。権利擁護支援論Ⅱ 意思決定支援と権利擁護。全国権利擁護ネットワーク編。権利擁護支援と法人後見。京都：ミネルヴァ書房，2015；28-9。
- 12) 厚生労働省。令和2年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果。(https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871877.pdf) 2022.4.25。
- 13) 関根薫，鶴沼憲晴。法人後見を実施していない社会福祉協議会の現状と課題。日本学論叢 2022；12：29-46。
- 14) 厚生労働省。令和2年度被保護者調査。(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450312&tstat=000001157292) 2022.4.25。
- 15) 大野知行。後見制度はなぜ利用されないのか。澁谷彰久，大貫正男，池田恵利子，他。編。成年後見・民事信託の実践と利用促進。東京：日本加除出版，2021；377-89。
- 16) 鶴沼憲晴，関根薫。成年後見における対応困難ケースとは何か—その実態と支援方法を社会福祉協議会による法人後見から探る—。日本学論叢 2022；12：7-28。
- 17) 今村浩司，本郷秀和，畑香里。成年後見制度に関する一考察—北九州成年後見センターの取り組みを参考に—。福岡県立大学人間社会学部紀要 2011；19(2)：33-51。
- 18) 東京家裁後見問題研究会編。別冊判例タイムズ 後見の実務。東京：判例タイムズ社，2013；36：45。
- 19) 上山泰。専門職後見人と身上監護 [第3版]。東京：民事法研究会 2015；62。
- 20) 岩田香織。成年後見制度における支援内容の検討—知的障害者支援に基づく一考察—。東海大学健康科学部紀要 2006；11：11-20。
- 21) 山下泰三。日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行。臨床法務研究 2011；11：28。
- 22) 公益社団法人日本社会福祉士会。社会福祉士の倫理綱領。(https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinrikoryo_kodokihan21.3.20.pdf) 2022.10.2。
- 23) 意思決定支援ワーキング・グループ。意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン。(https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf) 2022.4.25。
- 24) 上山泰。日本における公的成年後見制度の導入について—ドイツの運用スキームを参考に—。大原社会問題研究所雑誌 2012；641：54。
- 25) 川島通世。従来制度の狭間をつなぐ高齢者の意思決定支援。社会保障法／日本社会保障法学会編 2019；35：128。
- 26) 公益社団法人日本社会福祉士会。2022年度予算・制度に関する提案書。(https://www.jacsw.or.jp/citizens/seisakuteigen/documents/0210602.pdf) 2022.4.25。
- 27) 田山輝明。法人後見の意義と特徴。実践成年後見 2018；72：4-12。
- 28) 首相官邸。第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～(令和4年3月25日閣議決定)(https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf) 2022.4.25。